

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 72 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 24 年 2 月 10 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

### 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

### 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

平戸市消防本部

### 第 3 監査の期間

平成 23 年 10 月 31 日（月） 1 日間

### 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

#### 指摘事項

平戸消防署 1 階に自動販売機を設置しているが、行政財産の目的外使用となるため、庁舎施設の使用を許可するなど、関係条例等を遵守し適正な措置を講じること。

#### 措置事項

平戸市公有財産管理規則第 18 条の規定に基づき、許可申請がなされ、平成 23 年 11 月 30 日付けで許可書を交付しております。